

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 成田市の概況

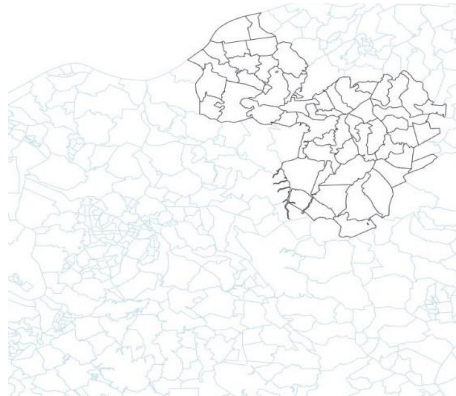
成田市東商工会地区は、東京から60km、千葉県の北部中央に位置する成田市の東側に位置し、成田商工会議所との併存地区となっている。

当商工会の属する成田市は、北には利根川を挟んで茨城県と接しており、西は印旛沼を隔てて印西市と、東は香取市と隣接している。昭和29(1954)年には町村合併促進法によって成田町、公津村、八生村、中郷村、久住村、豊住村、遠山村の1町6か村が合併して成田市(人口45,075人)が誕生した。昭和53(1978)年には新東京国際空港(現成田国際空港)が開港し、以降は都市化の進展とともに、世界に開く国際空港都市として重要な役割を担っている。そして平成18(2006)年3月27日には、香取郡下総町、大栄町との合併により、人口約12万人の新生・成田市が誕生し、北総台地の中核都市として更なる飛躍を果たした。

商工会地区は、平成18年3月の行政合併により成田市に編入された、旧大栄町・旧下総町の地区にて構成されている。旧大栄町は、関東ローム層の下総台地に立地しており、畑作(サツマイモ等)が中心の農業地帯である。また、旧下総町は、茨城県との県境に立地し、利根川の水流を利用した稲作やレンコン栽培が中心の農業地帯である。



成田市の位置



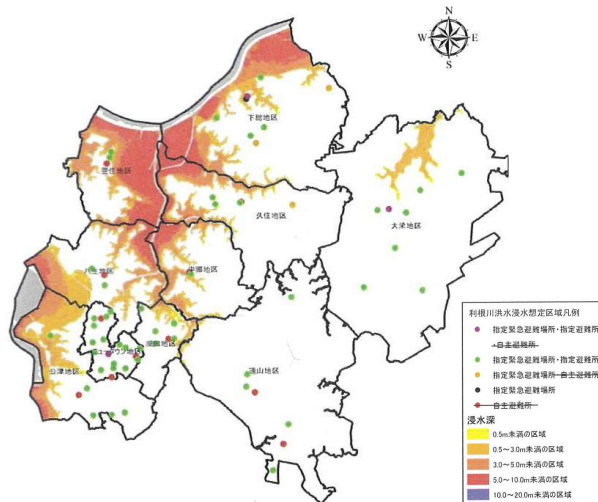
2. 地域の災害リスク

(1) 風災害

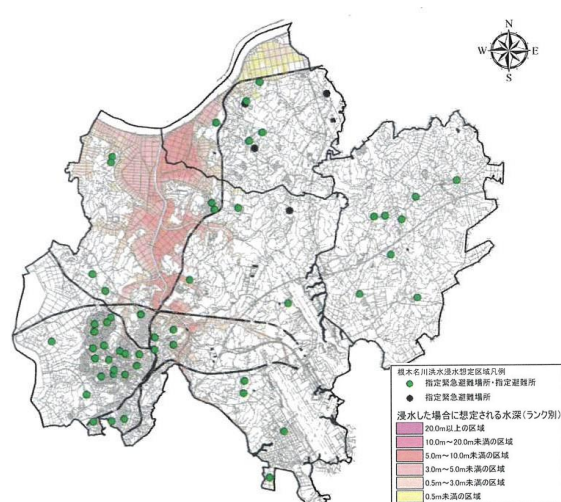
大規模な浸水(洪水や内水)や土砂災害が発生した場合、当市の広い範囲で浸水や土砂による被害が生じることが予想される。このため、平成28年度に実施した「成田市防災アセスメント調査」、及び平成29年7月20日に公表された「利根川に係る洪水浸水想定区域図」、令和2年3月30日に指定された「根木名川に係る洪水浸水想定区域図」において、浸水や土砂災害に対する影響人口等避難の対象者・世帯数等の算出を行い、地域における被害の特徴を把握するとともに、防災上の課題を整理している。

浸水被害については、利根川、及び根木名川浸水想定区域、内水氾濫浸水想定区域を、土砂災害については急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等を対象とし、指定避難所等の位置関係に基づき、指定避難所等の浸水・土砂災害に対する影響(立地条件)について確認した。

市域では、一般河川の利根川、根木名川をはじめ、多くの河川が流れているが、河川の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)によると、おおむね100年に一度の大雨が降った場合、利根川や根木名川などの河川沿いの低地で浸水深5.0m以上の浸水が発生すると想定されている。



【利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】

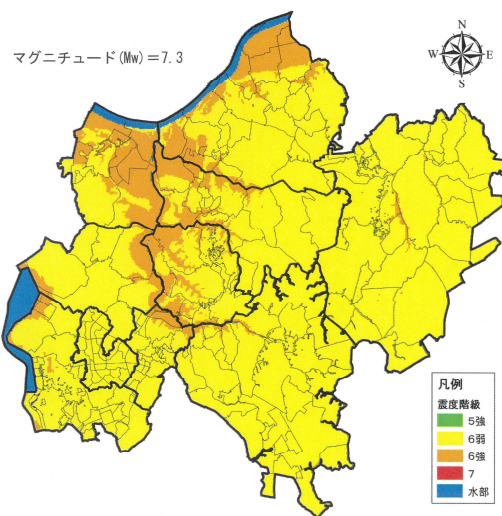


【根木名川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】

（2）地震

成田空港直下地震（マグニチュード：M7.3）を想定し、揺れの大きさ（震度）をメッシュ単位で、成田市防災ハザードマップ上に掲載している。

「成田市防災アセスメント調査」の結果に基づくと、成田市に大きな影響を及ぼすと考えられる地震を「成田空港直下地震」として選定しており、市域の震度は6弱から6強と予測され、震度6強の範囲は、利根川や根木名川の河川沿いの低地、印旛沼付近の広い範囲に及ぶと想定されている。



【成田空港直下地震 震度段階図】

（3）感染症

新型コロナウイルスによる感染症の拡大による経済活動等への影響は当市だけではなく世界的規模のものであった。新型コロナウイルス感染症については国民の大多数がワクチン接種済みといっても、変異体の発生等、先行き不透明な点が多い。

成田市は空の玄関口である成田国際空港を有することから、外国からもたらされる感染症が身近な脅威となっている。成田市東商工会（以下、「当会」という。）においては、感染症発生、感染拡大時に「緊急経営相談窓口」の設置など、小規模事業者等の事業継続に向けた対応を行い迅速かつ適切な対応が必要である。

(4) その他

成田市は成田国際空港を有することから、航空機の炎上等による災害の危険性があるほか、密集市街地や、まとまった山林、石油類や高圧ガス等の危険施設、鉄道や高速道路等の交通施設などでは、一度事故が発生した場合には大規模な災害となり、住民等に大きな被害を与える危険性をはらんでいる。また、放射性物質事故においては事故の特殊性及び影響が甚大である。

大規模事故への対策は、原則として、第1に事故の原因者が行う。当市においては、消防本部を中心に消火、救出、救急等を実施し、他関係機関と連携して活動を行うこととしている。

3. 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 724人
- ・ 小規模事業者数 465人

【内訳】

(出典：平成28年経済センサス)

業種		商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸・小売業	181	管内に広く点在している
	サービス業	175	管内に広く点在している
	飲食店・宿泊業	66	管内に広く点在している
	建設業	151	管内に広く点在している
	製造業	77	工業団地も含む
	その他	74	管内に広く点在している
	合計	724	

4. これまでの取組

(1) 当市の取組

- ・ 成田市地域防災計画の策定

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、成田市防災会議が作成する計画である。市域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急対策活動、及び災害復旧活動等の一連の災害対策を実施するにあたり、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務について定めているものとなっている。当市では、本計画に基づき、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧の各段階に応じて、必要となる災害対策を実施している。

- ・ 防災訓練の実施

当市では災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実務的能力の向上に努めるとともに、市、県、防災関係機関、住民、及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努めている。

- ・ 成田市防災マップを活用した防災への啓発活動

当市では、地震のほか、近年の集中豪雨による浸水被害や土砂災害等を踏まえ、災害危険区域や避難所等を改めて住民に周知することにより、災害に対する危険性の再認識を促すとともに、自助・共助を基本とした災害予防活動を一層推進するため、「成田市防災マップ」の作成・普及に努めている。

・防災備品の備蓄

大規模な地震等の発生直後は、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災から3日間程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定される。

このため、この間は各家庭等における自助備蓄を中心とし、備えが不足する場合などは共助備蓄にて補完するものとし、不測の事態に備えて公助備蓄（市の備蓄）の供給を行うことを基本としている。

上記を踏まえ、当市では、「成田市備蓄計画」を策定し、発災から3日分を想定した本市の備蓄目標を定めている。

（2）当会の取組

- ・事業継続力強化計画に関する各種施策の周知
- ・損保会社と連携し損害保険への加入促進
- ・管内事業者の被災状況確認及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知や申請支援（制度の周知や千葉県災害復旧補助金、小規模事業者持続化補助金等）
- ・被災事業者への公的融資（日本政策金融公庫や県・市の融資制度）の斡旋
- ・当会事業継続力強化支援計画の作成

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分とはいえない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等の職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する等が課題である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・当会、当市のホームページや会報・広報等により、自然災害や感染症等のリスクや事業継続力強化計画の必要性を周知し、事業継続力強化計画の策定率を向上させる。
- ・各種研修会へ当会経営指導員等を派遣し、各種損害保険や事業継続力強化計画作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年 4月 1日～令和11年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び事業継続計画の策定支援

- ・令和3年度に修正された「成田市地域防災計画」に則り、当計画内で明記されている当会としての災害時の役割を踏まえながら、本計画との整合性をとり、発災時に混乱なく応急対策等にあたれるよう事前の準備を進める。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・商工会報や市広報、当会ホームページ等において、国の施策の紹介や、各種損害保険等の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続計画策定の専門家を招き、小規模事業者を対象に事業継続計画策定に関する個別相談会等を開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年度に商工会危機管理マニュアルを策定する。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を年1回程度開催する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対し、その取り組み状況を年に1回程度確認し、計画遂行の支援をする。
- ・事業継続計画策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、事業継続計画策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ・当会及び市担当者で状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・年に一度、様々な自然災害が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を行い、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

< 2. 発災の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・当会事務局責任者は、災害発生後 2 時間以内に職員緊急連絡網や SNS 等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

・業務従事が可能な当会職員は家屋被害や道路状況等について把握した内容を当市へ連絡し情報共有を図る。

・新型コロナウイルス感染症の発生時には、職員の体調確認を行い、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会職員の自然災害等発生時における出勤は次のとおりとする。

① 職員自身の目線で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず職員自身がまず安全を確保し、警報等が発表されている場合は警報等が解除されてから出勤する。

② 道路の陥没やがけ崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず安全が確認された後に出勤する。

③ 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

・当会職員の全員または大多数が被災等により応急対応に従事できない場合の役割分担は、次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
大栄地区	理事	3 人	大まかな被害状況の把握等
下総地区	理事	2 人	〃

・当会による大まかな被害状況の把握は 2 日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

「当会と当市で共有する被害規模等の目安」

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域は、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後	速やかに情報共有を行う
発生後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間以降	適宜情報共有を行う

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

1) 自然災害発生時

・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる連絡ルートは次のとおりとする。

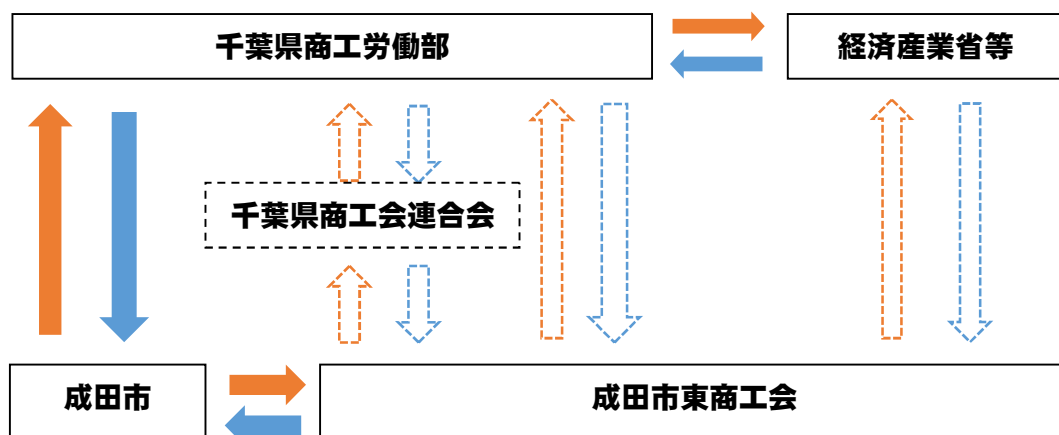
・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

・当会と当市が共有した自然災害による被害額の情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する。

2) 感染症流行時

・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



※塗りつぶしの矢印が、情報収集・連絡ルート（状況によっては破線の矢印）

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、成田市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- ・被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- ・日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- ・事業再建計画の策定を支援する。

< 6. 感染症対策 >

1) 事前の対策

- ・Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ・消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

2) 流行時の対策

- ・当会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ・通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は、書面議決とする。
- ・消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
- ・当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

< 7. その他 >

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

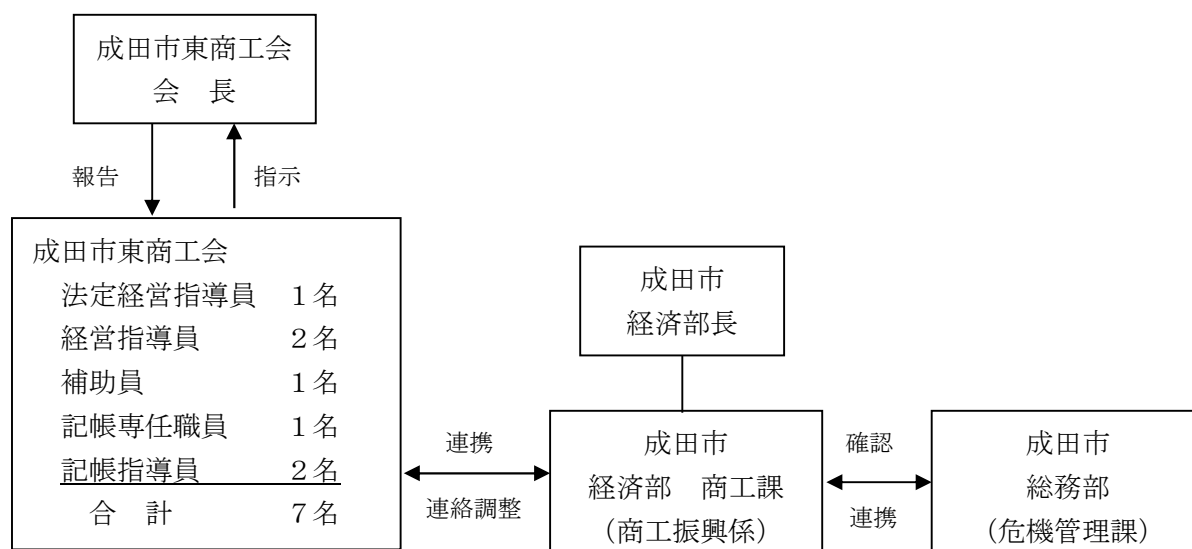
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年11月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高木 一美 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①成田市東商工会

〒287-0225 千葉県成田市吉岡4番地の1
TEL: 0476-73-2205/FAX: 0476-49-3004
E-mail: ts3431@maple.ocn.ne.jp

②成田市経済部商工課

〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地
TEL: 0476-20-1622/FAX: 0476-24-2185
E-mail: shoko@city.narita.chiba.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	80	130	150	150	150
(内訳) BCP 策定個別相談 会費、通信費他	30	30	50	50	50
防災備品購入費・ 感染症対策費	50	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、国・県・市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。